

2026年度一般財団法人司法協会研究助成募集要領

1 助成研究分野

司法に関する民事、刑事、家事及び少年の各分野における理論的又は実務的な実証的研究

2 助成対象者

司法に関する研究、実務に携わる日本人又は日本在住の外国人
ただし、大学の学部学生又は大学院生は、助成の対象としていません。

3 助成期間

- ア 助成は1年を原則としますが、研究内容によっては2年以上にわたる研究について助成することもあります。
- イ 選考は1年ごとに選考委員会において検討を行いますので、2年目以降の助成については、次年度に行われる本事業に対し継続申請書を提出してください。

4 応募方法

- ア この研究助成を希望される方は、所定の申請書類を、当協会総務部研究助成課宛に郵便又はEメールで提出してください。
- イ 申請書類は、当協会総務部研究助成課まで、FAX又はEメールで請求してください。
- ウ 申請書等当協会に提出する書類は、全て日本語によるものとします。

5 応募期間

2026年7月1日から同年9月30日まで。
郵送の場合は、応募期間内の消印があれば有効とします。

6 助成対象者及び助成金額の決定

- ア 選考委員会において、応募者の中から、助成対象研究者を選定し、個人研究は1件50万円以内、共同研究は1件100万円以内で助成金額を決定します。
- イ 審査は、原則として、応募者から提出された書類によって行います。

7 助成対象者の発表

2026年12月中旬頃、申請者に通知するほか、当協会のホームページ上に発表します。

8 助成対象者の義務

- ア 助成金を適正に使用し、研究期間終了後、研究成果報告書及び会計報告書を、速やかに当協会理事長に提出してください。申請書に記載した報告期限までに提出できない

ときは、その理由及び提出可能な期日を遅滞なく報告してください。

イ 研究成果報告書には、研究結果の要旨を添付するとともに、公表した成果物があるときは、その写しを添付してください。

ウ 会計報告書は、助成金の支出について、使用の項目、目的、金額、内訳、支払先等が分かるように記載し、支出の証明となる領収書等を添付してください。

エ 研究成果の公表に際しては、当協会の助成による研究である旨を明記してください。

9 研究成果報告について

当協会に提出された研究成果報告書（添付成果物を除きます。）及びその要旨を、当協会のホームページで公表します。

10 申請書類の提出先及び応募に関する問合せ先

一般財団法人司法協会総務部研究助成課

〒104-0045 東京都中央区築地1-4-5 第37興和ビル7階

電 話 03-5148-6524

FAX 03-5148-6531

Eメール josei@jaj.or.jp

以 上